

## 林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国産材利用を推進するため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など諸施策の充実を図ること。

また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。

さらに、木質バイオマスのエネルギー利用の推進・普及に係る財政措置を充実するとともに、原料となる未利用間伐材等の利用を促進するため、収集・運搬の効率化を推進すること。

2. 林地台帳の整備については、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。

3. 外国資本の森林買収による不適正な森林利用が懸念されることから、森林地帯などの土地に関する権利の移転・設定について、法的な規制を含む新たな仕組みを構築すること。

4. 森林施業の集約化を図り、間伐及び路網整備等を計画的に推進するため、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、必要な財政措置を講じること。

さらに、木材の生産・供給及び木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

5. 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

6. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

7. 病虫害等防除に係る対策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。